

## 平成28年8月 守口市教育委員会定例会の概要

○ 日 時 平成28年8月31日(水) 午前10時00分～午前11時14分

○ 場 所 守口市役所 1号別館3階 第2委員会室

○ 出席者

教育委員

委員長 渡 邊 一 郎

委員長職務代理者 橋 爪 利 明

委 員 江 端 源 治

委 員 駒 田 真 由 美

教育長 首 藤 修 一

事務局

教育次長兼管理部長 小浜 利彦 指導部長 水田 広茂

総務課長 藤本 淳司 学校管理課長 林 慶

学校教育課長 廣部 孝徳 保健給食課長 西尾 浩樹

教育センター長 吉川 弘美 ほか担当職員

○ 審議内容

**議案第46号 守口市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則案**

**【説明要旨】**

○事務局 それでは、議案第46号「守口市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則案」につきまして御説明申し上げます。

この度、守口市議会6月定例会におきまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正が可決されました。

改正内容ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で、利用範囲を定めている第9条第2項におきまして、条例で定める事務であって、他の機関との情報連携の対象となる独自利用事務の具体例が拡大され、教育委員会が所管する事務では守口市奨学資金条例に関する事務が対象となりました。このことから、同条例におきまして、守口市奨学資金条例に関する事務を追加し、改正したものでございます。

したがって、同条例が改正されたことに伴い、守口市奨学資金条例施行規則の一部

を改正しようとするものでございます。

改正内容でございますが、他の機関との情報連携の対象となる守口市奨学資金事務のうち、貸し付けに関する事務では税情報を、返還に関する事務では住民基本台帳情報の個人情報を利用できることから、申請者及びその世帯員の個人番号が必要となることから、奨学資金貸付申請書である様式第1号（第3条関係）中、改正前では申請者奨学生の氏名の記載欄に個人番号の記載欄を追加し、また家族調書の同居している家族欄の勤務先又は在学校名、学年の欄及び収入の有無の欄を個人番号12桁に改正しようとするものでございます。

なお、施行期日につきましては、附則におきまして公布の日からと定めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明ですが、よろしく御審議、御決定いただきますようお願いいたします。

#### 【審議状況】

○委員 現在、守口市の奨学金制度を活用しておられる方はどれぐらいいらっしゃいますか。

○事務局 昨年度の貸し付け状況は、15名の申請がございまして、入学準備金の貸し付けが公立高校1名、私立高校1名で、計2件の貸し付け実績でございます。

○上記の質疑の後、原案通り可決。

### 議案第47号 平成27年度対象教育委員会の点検・評価に関する報告書（案）について

#### 【説明要旨】

○事務局 それでは、議案第47号「平成27年度教育委員会の点検・評価に関する報告書（案）について」御説明いたします。

本報告書は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、平成19年度から毎年度作成しておりまして、本年度で9回目となります。本年度も報告書作成に当たり、これまで点検・評価検討委員会を4回実施するとともに、4回目の8月12日には学識経験者として2名の大学教授の先生に出席していただき、御意見、御助言を賜っております。

本日の議案書は、教育委員会7月定例会にて協議事項として御提示させていただきましたものを基に、加筆修正したものを御提示させていただいております。

内容としましては、教育委員会点検・評価報告書は、「平成27年度 めざす守口の教育」に記載されております各取り組み項目につきまして、点検・評価を行い、重点項目ごとに目標、教育委員会の取り組み、評価の根拠、今後の方向性、図表及び注釈を記載しております。

学校教育分野では4の基本方針と13の重点項目がございます。社会教育分野では2の基本方針と6の重点項目がございます。それぞれ個別の取り組み項目数は、学校教育分野が42項目、社会教育分野が14項目の計56項目となっております。

次に、昨年度からの変更点でございますが、様式につきましては特に変更ございません。項目数につきましては、学校教育分野は昨年度と変更ございませんが、社会教育分野について類似する項目を統合する等して9項目の減少となっております。

それでは、ページ順に御説明させていただきます。

1ページでは、この点検・評価に当たっての趣旨、対象、方法を記載しております。

2ページには、御意見、御助言をいただきました学識経験者、本報告書の構成、平成27年度時点での教育委員の名簿を掲載しております。

3ページには、平成27年4月1日現在の教育委員会事務局組織の概要、4ページから6ページには、教育委員会会議の開催状況及び案件、7ページ、8ページには教育委員の活動状況を記載しております。

9ページ、10ページには、平成27年度の教育委員会の取組みといたしまして、重要施策などの項目を列挙し、詳細に記載をいたしております。

11ページには、平成23年度から平成26年度の決算及び平成27年度予算を記載いたしております。

12ページには、教育行政の全体像を示すものとして「めざす守口の教育」に記載しております概要図を掲載しております。

14ページ以降からは具体的な点検・評価を項目順に列挙してございます。

学識経験者の御意見、御助言につきましては、各基本方針の最後のページに記載してございまして、学校教育分野の基本方針1は35ページ、基本方針2は48ページ、基本方針3は55ページ、基本方針4は63ページに、また、社会教育分野の基本方針5は73ページ、基本方針6は86ページで、87ページには点検・評価報告書全体について御助言いただきましたものを記載させていただいております。

今後の予定でございますが、本日御決定賜りましたら、守口市議会の9月定例会に本報告書を提出した後、ホームページに掲載するとともに、地区コミュニティセンター、ムーブ21、エナジーホール、市役所に本報告書を設置いたしまして、市民の皆様に対して公表させていただく予定でございます。

以上、誠に雑駁ではございますが、本報告書の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

#### 【審議状況】

○委員　　今回、社会教育分野で学識経験者の意見・助言をいただいておりますが、今後どのように活用していくのか教えてください。

○事務局　　守口市では本年度機構改革がございまして、社会教育分野は市長部局に移管された経緯があります。しかしながら、学識経験者からいただいた御助言につきましては、学校教育分野、社会教育分野ともに今後の施策展開を検討するに当たりまして、各担当部局で参考とさせていただきます。

○委員　　先ほどの関連で申し上げますと、社会教育関係は本年度市長部局に移管しましたけれども、来年度の点検・評価の範囲に入るのでしょうか。

○事務局　　教育委員会の点検・評価報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では教育委員会の所管に関する事項となっております。従って、来年度の点検・評価報告書を作成するに当たっては、社会教育分野に関しては教育委員会に残っている部分以外は対象にならないと考えておりますが、密接には関連する部分でございますので、来年度以降の点検・評価検討委員会でその辺りについて御検討いただきたいと思っております。

○委員　　法律上はそうなっている、特に事務的なことはやっていないと言いましても、例えば文化財はどうなるのか、社会教育委員会議はどうなるのか等の問題が出てくるだろうと思います。

法律との関係も十分に踏まえた上で検討していただいて、どこまでやるのかということをお聞きしたいとお聞きしております。

○委員　　学識経験者の大学の先生からは色々と御意見いただいたとのことですが、この辺りについて補促があれば、お願いします。

○事務局　　学識経験者の先生からは、学校教育分野、社会教育分野、報告書全般に関す

る御意見と御助言をいただいております。

学校教育分野では、学力の向上、学校運営の改善に向けた課題と問題点、国の動向を踏まえた今後について御意見をいただいております。

社会教育分野では、生涯学習の振興に向け、各取組みの改善点等について御意見をいただいております。

そして、報告書全般についての意見といたしましては、各重点項目の最後に注釈として実績や成果を記載しておりますが、一定の目標を達成したと思われる事項については、次のステップに進むために新たな指標と今後取り組むべき課題を検討し、設定する必要がある、また、4月に行われた機構改革につきましては、来年度の報告書では機構改革の意図や理由を載せて、移管までの経緯と今後について分かりやすくするべきであるとの御意見をいただいております。

○委員 事務局で報告書を作成後、それに係って学識経験者の方々の御意見、御助言を伺いますが、それに伴って報告書の内容を大きく変更するようなことはありますか。

それとも、報告について学識経験者はこうおっしゃっているというふうに、学識経験者の御意見、御助言を個別で載せるものなのでしょうか。

○事務局 学識経験者の御意見をいただいた後に内容を変更することはございませんが、報告書として不足している箇所、数値として表示すべき箇所等の御指摘をいただいたものは、加筆修正をさせていただいております。

○委員 それでは昨年度に学識経験者からいただいた御意見を踏まえて、今年度改善した点、あるいは検討して大きく変更した箇所はございますか。本年度は既に達成した事項については新たな目標を設定すべきと御意見をいただきましたが、昨年度はどのような御意見をいただき、改善したかを教えていただけませんか。

○事務局 守口市教育委員会が行う点検・評価は「めざす守口」をベースにしておりまして、「めざす守口」自体は平成26年度から平成27年度にかけて大幅な変更はございませんでした。

従いまして、今年度の点検・評価につきましても、大幅な変更はございません。しかし昨年度、類似する項目は統合するなどして項目数を減らすべきであると、学識経験者の方から御意見をいただいたことを踏まえて、今年度は昨年度に比べて項目数を若干減らしております。

○委員 守口市議会で報告するとおっしゃいましたが、昨年度は点検・評価報告書を提出した際、市議会からの御意見は出ましたか。

○事務局 昨年度、平成26年度対象の点検・評価報告書を市議会に提出したところ、報告書につきまして御意見はございませんでしたが、報告書は全部で71ページと大変分量の多いものとなっております、市民に見てもらいやすい、手に取ってもらいやすいという観点から考えて、概要版を作成したほうがよいのではないかという御意見をいただきました。

これを受けまして、今年度の点検・評価検討委員会におきまして、概要版についての議論がなされまして、本報告書を各機関へ報告後、継続して本報告書の概要版の作成を進めることになっております。

○委員 教育委員会の点検・評価に関する報告書は、今までどのような形で公表されていますか。

○事務局 公表につきましては、守口市のホームページに掲載させていただきまして、紙媒体のものは各地区コミュニティセンター、生涯学習情報センター、エナジーホールなどの公共施設に置かせていただくとともに、市役所にも設置して市民の方々にご覧いただけるようにしております。

○上記質疑の後、原案通り可決。

#### **議案第48号 守口市立三郷小学校・橋波小学校の統合実施計画（案）について**

##### **【説明要旨】**

○事務局 それでは、議案第48号「守口市立三郷小学校・橋波小学校の統合実施計画（案）について」を御説明させていただきます。

まず、実施計画（案）の説明に入ります前に、実施計画（案）策定までの経緯について簡単に御説明いたします。

三郷小学校と橋波小学校の統合におきましては、平成24年4月から守口市学校規模等適正化基本方針に基づき、小規模化と施設の老朽化が進む学校について施設整備を伴った統合を行うことによって、子ども達にとってよりよい教育環境を整備する方針を三郷小学校、橋波小学校両校区において保護者と地域の方々に説明してまいりました。

しかしながら、統合校の設置場所につきまして合意形成には至らず、平成26年度に統

合し、平成28年4月から新校舎の供用を開始するという当初の計画から遅れておりました。

しかしながら、両校の児童の減少がより一層進み、校舎の老朽化も年々進むことから、教育委員会といたしましては、子ども達にとって多様な学習環境と安心・安全な教育環境を、一刻も早く整備したい思いを平成27年度以降、再度説明してまいりました。

この説明会を受けまして、平成28年8月18日に両校区の保護者と地域の代表者並びに両校の管理職で組織される、三郷小学校・橋波小学校統合校連絡会が発足し、三郷小学校と橋波小学校の統合に関しての御意見を集約した第一次提言書を作成していただきました。

第一次提言書につきましては、平成28年8月24日に守口市教育委員会に御提言いただいております。

主な内容といたしましては、統合新設校の設置場所は、どうこう幼稚園敷地を含む三郷小学校用地とすること、統合時期は平成30年4月に橋波小学校を仮校舎として統合し、平成33年4月には三郷小学校用地で新校舎の供用を開始することとしています。校区につきましては、三郷小学校と橋波小学校の校区を併せた全域とし、教育委員会の考えに御理解をいただいた内容となっております。

その他のところでは、通学路の安全確保や統合後の橋波小学校を跡地活用することについて、また、三郷地区体育館につきましても意見集約がなされた内容となっております。

第一次提言書の内容を踏まえ、事務局では両校の統合にかかる実施計画（案）を作成し、統合に係る市長部局を含めた、新しい学校づくり検討委員会で検討を行いまして、本日の議案として守口市立三郷小学校・橋波小学校の統合実施計画（案）を提案させていただいております。

以上がこれまでの経緯となっております。

それでは、実施計画（案）の説明に入らせていただきます。

第1、守口市における学校統合の背景については、守口市の少子化の状況と、それに伴いまして平成13年6月に守口市新しい学校・園づくり審議会が設置され、平成24年3月の守口市学校規模等適正化基本方針策定までの経緯と基本方針に基づく学校統合の実例について記載しております。

第2、三郷小学校と橋波小学校の統合については、先ほど御説明した平成24年度か

ら現在に至るまで、保護者と地域の方々を対象とした基本方針説明会の実施状況と提言書を収受するまでの経緯について記載しております。

第3、統合校の学校づくりについては、新しい学校づくりに関しまして、教育委員会の基本的な考え方と守口市で新設される学校全体の基本コンセプトについて記載しております。この基本コンセプトは、樟風中学校、さつき学園、寺方小学校・南小学校統合校及びよつば小学校の統合実施計画に記載している内容と同じでございます。

第4、三郷小学校と橋波小学校の沿革については、主に両校の施設整備について記載しております。

第5、小学校の現状と統合の目的では、小学校の現状として、両校の現在の児童数、学級数を記載するとともに、表2におきましては、今後予想される児童数と学級数の推移を記載しております。両校ともに平成33年度の学級数は平成28年度と変わりませんが、児童数は、三郷小学校で15人、橋波小学校は61人の減少と予測されております。

小学校の施設については、両校の校舎の経過年数を記載しており、三郷小学校は建物面積の100%、橋波小学校は建物面積の約61%が建築後40年以上経過しており、校舎の老朽化が進んでいる現状を記載しております。

小学校統合の目的では、守口市学校規模等適正化基本方針を基に、三郷小学校と橋波小学校の統合についての考え方と、適正規模の基準、小学校の統合の方法について記載しております。

第6、小学校統合の具体的な内容では、学校の設置場所では、(1)で通学距離及び用地面積の2点について検討を行った内容を記載しております。通学距離につきましては、三郷小学校及び橋波小学校、どちらの学校を統合校の設置場所とした場合であっても、約1キロメートル範囲の通学距離となると記載しております。

用地面積の比較では、とうこう幼稚園を含む三郷小学校用地は1万5,951平米、橋波小学校用地は1万2,842平米と、三郷小学校のほうが3,109平米広い旨を記載しております。

(2) 検討結果といたしまして、統合校の設置場所は通学距離はどちらの学校とした場合でも、約1キロメートルとなりますが、統合校建設にかかる用地が3,109平米広いことが多様な学習形態に対応し、豊かな学習環境を目指した学校づくりやスポーツ等地域活動を考慮したグラウンド整備等ができることなどから、極めて重要な要素であると考え、

三郷小学校用地とする旨を記載しております。

学校の統合と供用開始時期につきましては、平成30年4月に現在の橋波小学校を仮校舎として統合し、三郷小学校用地に新校舎を建設し、平成33年4月から供用を開始する旨を記載しております。

学校の通学区域では、校区を分割せずに校区全体を統合することとしています。三郷小学校・橋波小学校統合新設校の特色ある学校づくりでは、守口市の新しい学校づくりの基本コンセプトと三郷小学校・橋波小学校統合校連絡会から提言される、新しい学校づくりのコンセプトに関する意見、集約を踏まえ、今後の学校づくりを進めていく旨を記載しております。

施設整備スケジュールといたしましては、平成33年4月からの新校舎供用開始に向けた予定を記載しております。

第7、その他統合に伴う検討事項では、子ども達の通学時における安全確保について記載しております。統合後に通学路の変更が必要となることから、学校、地域及び保護者の意見を参考とし、関係部局とともにハード面、ソフト面ともに改善するよう努めることと記載しております。

橋波小学校の跡地活用については、統合校の新校舎供用開始後、現橋波小学校は学校として使用されなくなりますが、長年地域の活動拠点として使用されてきた重要な施設であることから、統合跡地の在り方については、市として地域の方々の意見を拝聴しながら決定していく旨を記載しております。

守口市三郷コミュニティセンター体育室解体に伴う対応については、三郷地域において、現在各種のサークル、地域及び団体の活動の場として、とうこう幼稚園2階部分にある三郷コミュニティセンター体育室を使用されていることから、利用実態を踏まえた上で、今後は関係部局とともに全市的な検討を行う旨を記載しております。

さんあい広場さんごうについては、現在、三郷小学校には、さんあい広場さんごうを開設しており、市内の高齢者が地域の人々とふれあい、子ども達との交流を図ることで、健康で生きがいを持った生活を送れるよう、実行委員会が自主的に活動・運営されてきたことから、地域に開かれた学校となるよう統合校への設置を検討する旨を記載しております。

最後に第8、計画実施にあたりでは、より良い学習環境の整備を早期に実現することを

目指し、円滑に統合する旨と併せて、学校、保護者及び地域の方々の意見を踏まえながら、魅力的な学校づくりを進めることを明記しております。

以上が守口市立三郷小学校・橋波小学校の統合実施計画（案）でございます。

誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

#### 【審議状況】

○委員 両校区ともに統合に向けての合意は得られていると理解しましたが、19ページの地図で三郷小学校を中心として半径1キロメートルの円を描いています。この円から外れる、1キロメートルを超える通学距離になる方は、どれくらいいらっしゃるか把握されていますか。

○事務局 地図上で円から出ている部分の児童は、現在6名在籍しておりますが、おそらくこの6名は新校舎供用開始時には卒業している見込みがございます。しかし、その6名以外の状況につきましては、まだ把握しきれておりませんので、早急に確認したいと思います。

○委員 平成30年4月に統合ということで、まだあと1年半ぐらいの期間がありますが、毎年各校区で子ども達を見守る防犯パトロールが実施されていますよね。そちらは統合に向けて、どう協力して安全確保に努められるのか、それとも統合まで橋波小と三郷小は別々にされるのか、今後の展開について教えていただきたいと思います。

○事務局 統合に向けた通学路の安全確保につきましては、8月に統合校連絡会が立ち上がりまして、その中でも通学路の安全確保のためには地域が協力して検討していかなければならないことを確認していただいておりますので、統合までの1年半の期間中に様々な検討をして、協力して進めていくとお聞きしております。

○委員 1件要望として申し上げますが、昨今、守口市では学校の統合が進んでおりまして、我々も実際に学校を訪れるなどをして、良い学校をつくっていただいたという感想を持っております。今回の三郷小学校・橋波小学校の統合につきましては、「守口市学校規模等適正化基本方針」に示す5つの統合計画の最終となるわけですが、「特色ある学校づくり」を進めるにあたり、学校・地域及び保護者の方々の意見を踏まえながら取組み、統合して良かったとなるように、特に施設・設備等に関しては、色々と配慮していただくことも多いかと思えます。

また、そういった整備を進めながら、教職員の方々が如何にその機能を活かしていくのか、この意識もしっかりと持っていただく、この両面での学校づくりを実現していただきたいと考えます。

「その他統合に伴う検討事項」につきましては、子ども達の通学時における安全確保の問題であるとか、「跡地活用」「三郷コミュニティセンター体育室」の対応や「さんあい広場」についても、地域としても大きな問題であると考えますので、十分に配慮いただけるようにと思います。

両校の統合を具体的に進める環境が整ったのは、地域や保護者の方々の「子ども達のため」という視点からの「ご理解・ご尽力もあって進んできたわけですから、子ども達にとっては当然のこと、地域の方々にとっても、良い学校ができたと実感いただき、愛着を持っていただけるよう、この実施計画案に沿って、しっかりと進めていただいて、先の樟風中学校、さつき学園のように、立派なものをつくっていただくことを、重ねてお願いしておきます。

○上記質疑の後、原案通り可決。

#### **議案第45号 平成28年度教育費補正予算案についての意見**

##### **【説明要旨】**

○事務局　それでは、議案第45号「平成28年度教育費補正予算案についての意見」につきまして、御説明申し上げます。

当該補正予算は、守口市立三郷小学校・橋波小学校の統合に関連し、三郷小学校の屋内運動場耐震補強工事関係予算を減額するとともに、当該屋内運動場の安全確保に要する補修工事費予算の補正並びに三郷小学校用地における統合校建設にかかる実施設計等業務委託など、統合準備に関連する予算を確保することから、当該経費にかかる予算を補正しようとするものでございます。

それでは、具体的に御説明させていただきます。議案書4ページをお開きいただきますようお願いいたします。

項目1、施設維持管理事業（小学校）におきましては、三郷小学校の屋内運動場に関する補正でございます。三郷小学校の現体育館棟について、耐震補強工事は未実施であるものの、一定の耐震強度は確保されていること、仮に耐震補強工事を実施しても統合までの

使用期間が約1年数カ月であることから、最低限の補修工事を行い、耐震補強工事を行わず、その差額の工事費用を新校舎建設費用に充ててもらいたいと保護者からいただいた意見を踏まえて検討し、当該耐震補強工事を要する予算を、よりよい学校づくりのための予算に充当するために、耐震補強工事6,100万円及び同工事に要します工事監理委託料430万円を減額するとともに、補修工事費として屋内運動場の照明落下防止等に要する額としまして300万円を補正しようとするものでございます。

なお、歳入補正額として当屋内運動場の耐震補強工事及び工事監理委託の財源として、当初計上いたしておりました国庫支出金2,198万3,000円につきましても、併せて減額補正しようとするものでございます。

項目2、施設整備・建設事業（小学校）につきましては、三郷小学校用地における新校舎供用開始に向けての統合校建設の準備に要する予算として、他の統合校と同様にプロポーザル方式によって設計業者を選定するため、守口市学校建設プロポーザル方式設計者選定審査会設置条例第3条に規定する設計業者選定委員会の外部委員に対する報酬10万7,000円、統合校の基本設計、実施設計等の業務委託料1億3,240万8,000円、三郷小学校用地不動産登記等測量業務委託として1,154万6,000円を補正させていただこうとするものでございます。

なお、実施設計等業務委託及び登記等測量業務委託につきましては、完了までの期間が平成29年度末までの2カ年にまたがることから、併せて債務負担行為を設定させていただくものでございます。

以上、誠に簡単な説明ですが、御審議の上御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

#### 【審議状況】

○委員 項目1の部分、小学校の耐震補強工事の歳出補正額が約6,500万円とありまして、歳入補正額には約2,100万円の補助金が国庫支出金から出るとありますよね。この約6,500万円は守口市が負担する金額なのか、それとも工事全体の金額で、守口市はそこから補助金の約2,100万円を引いた額を負担するのか、確認しておきたいと思います。

○事務局 補助金につきましては、工事全体の金額の約3分の1程度が出まして、あとは市の一般財源及び起債として負担することになっております。ですから、全体の金額6,

530万円から補助金2,198万3000円を引いた額が、守口市が負担する金額となっております。

○上記質疑の後、原案通り可決。

### 議案第49号 守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

#### 【説明要旨】

○事務局 それでは、議案第49号「守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案」につきまして、御説明申し上げます。

過日、大阪府教育委員会におきまして、府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正が行われました。このことから守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則、平成7年守口市教育委員会規則第5号の一部を次のとおり改正いたします。

第2条の2第1号中「保育所等への送迎」を「養育」に改め、附則において、この規則の施行期日を平成28年9月1日からとするものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、御審議のうえ、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 【審議状況】

○委員 「保育所等への送迎」を「養育」と改めることで、より柔軟に対応するための制度改正だと理解しますが、現在この制度を利用しておられる教職員はどれぐらいおられますか。

○事務局 昨年度につきましては、守口市内で7名の教職員が活用しています。具体的には15分の早出勤務を6名、15分の遅出勤務を1名が活用しています。

今年度につきましては4名が活用しています。15分の早出勤務が3名、15分の遅出勤務が1名の実績でございます。

○委員 こちらの制度を利用するに伴って、学校現場から何か不都合な点や配慮すべき事項についての意見はないかと気になる場所ですけれども、もしあるのであれば、どのような影響が出るという可能性も含めて、若干説明していただけないでしょうか。

○事務局 15分の早出勤務を活用しますと、退勤時間が通常17時00分のところ、

16時45分となります。そのことから、職員会議等が設定されている日におきましては、15分間会議等に出席できないといった実態がございます。ですが、現行の制度でも、学校の運営上支障ないと学校長が認めております。

今後、一つの学校で制度を利用する教職員が増えてまいりますと、学校運営上、支障を来すこともあり得ますので、そういったことが起こらないよう、人事の配置を考える上で配慮していきたいと考えております。

○上記質疑の後、原案通り可決。

**報告第5号 損害賠償請求事件に係る損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解についての意見**

秘密会のため説明要旨及び審議状況の掲載はございません。